

令和7年 第6回(12月) 筑紫野市議会定例会

【建設環境常任委員会 委員長報告】

議案第70号から議案第74号までの5件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第70号 筑紫野市公園条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う条ずれの修正、公園内での禁止行為に関する包括条項及び関係機関への照会規定の追加等を行うものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第71号 筑紫野市法定外道路の管理に関する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、法定外道路の管理に関し必要な事項を定

めることにより、法定外道路の保全及び適正な利用を図るために条例を制定するものです。

原案の審査では、「法定外道路の日常的な管理及び清掃は、地元行政区、自治会又は受益者が行うものとする。」と定めた第18条の意図について質疑があり、執行部からは、これまで行われている地元や受益者による日常的な管理について明文化し、引き続き同様の管理をお願いするものであるとの答弁がありました。

このことについて、委員会では、法定外道路の管理等はこれまで市と地元や受益者との協議により行われてきているため、条文の内容を見直す必要があるのではないかという意見やこれまでと同じであれば明文化する必要はないのではないかという意見がありました。

原案審査の質疑終了後、議員お手元に配付しておりますとおり、一委員から会議規則第100条の規

定により原案に対する修正案が提出されましたので、修正案を議題といたしました。

修正案の趣旨は、特にこれまでと変わらない管理等を行うのであれば、あえて明文化する必要はないとの考えから、第18条を全文削除し、第19条以下を1条ずつ繰り上げるものであります。

修正案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって修正案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第72号 筑紫野市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、粗大ごみの排出方法について、電子情報処理組織を使用する方法を追加することに伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員会では、令和8年2月開始に向けて、市民に対しどのように周知するののかとの質疑があり、執行

部からは、広報紙やホームページ、SNS並びにゴミ出しカレンダーに記載するなどして周知するとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第73号 筑紫野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、柚須原飲料水供給施設使用料の納付方法に口座振替を導入するに当たり、条例の一部を改正するものです。

委員会では、条例の改正により対象となる件数はどれくらいか、また、対象者への周知方法はどのようにするのかとの質疑があり、執行部からは、対象者は15件で対象者に対して直接文書により通知するか区長を通じて回覧するなどして周知するとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第74号 筑紫野市水道事業給水条例及び筑紫野市下水道条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、国の通知を踏まえ、地震等の災害時において、管理者が特に必要と認める場合に、他の市町村長等が指定した事業者にも工事を行わせることを可能とする規定の追加を行うものです。

委員会では、市内指定工事店への周知はされるのかとの質疑があり、執行部からは、周知方法について検討するとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

令和7年 第6回(12月) 筑紫野市議会定例会

【建設環境常任委員会 委員長報告】

議案第81号から議案第83号までの3件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第81号 令和7年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)』の件について、ご報告いたします。

本件は、歳出予算として時間外勤務手当など12万9千円を増額し、歳入予算として一般会計繰入金と同額、増額するものです。

委員会では、時間外勤務手当が増加した理由について質疑があり、執行部からは、公共下水に接続するための申請に係る設計業務や図面作成に時間を要したためであるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第82号 令和7年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第1号）』の件について、ご報告いたします。

本件は、職員の人事異動等に伴い、収益的収支では、支出について25万2千円を増額、資本的収支では、支出について310万6千円を増額するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第83号 令和7年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第1号）』の件について、ご報告いたします。

本件は、職員の人事異動等に伴い、収益的収支では、支出について145万2千円を減額、資本的収支では、支出について186万3千円を増額するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

令和7年 第6回(12月) 筑紫野市議会定例会

【建設環境常任委員会 委員長報告】

議案第90号から議案第92号までの3件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第90号 令和7年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)』の件について、ご報告いたします。

本件は、人事院勧告を踏まえた給与等の改定により、歳出予算として、給料、職員手当など23万9千円を増額し、歳入予算として一般会計繰入金と同額、増額するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第91号 令和7年度筑紫野市水道事業会計補正予算(第2号)』の件について、ご報告いたします。

本件は、人事院勧告を踏まえた給与等の改定により、収益的収支では、支出について567万2千円を増額、資本的収支では、支出について133万7千円を増額するものです。

委員会では、今回の改定による対象者の人数はとの質疑があり、執行部からは、正規職員14名と会計年度任用職員9名が対象であるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第92号 令和7年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第2号）』の件について、ご報告いたします。

本件は、人事院勧告を踏まえた給与等の改定により、収益的収支では、支出について236万2千円を増額、資本的収支では、支出について107万7

千円を増額するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。